

新型コロナウイルスの感染拡大により、拘置所や刑務所で集団感染が発生する懸念が強まっている。受刑者が医療を受けるのに時間がかかる場合もあり、専門家は日々の健康管理に加え、体調が悪くなった受刑者を速やかに民間の医療機関につなぐ必要性を訴えている。

(中山岳)

受刑者の健康管理を支援している岐阜保健大の中谷一すぐれ氏

診察まで

「刑務所で受刑者が感染すれば、すぐに命の危機に直結する問題になる」

岐阜保健大講師の中谷一すぐれ氏（老年看護学）は、こう危ぶむ。受刑者は病気などになると「願箋」を提出し、認められれば医師の診察を受けられるが、中谷氏は、受診まで時間がかかり、体調が悪くなつてもすぐに民間の医療機関に行けない場合もあるとし「人知らず重症化してしまうリスクもある」と話す。

中谷氏は、新型コロナの流行前から「健康でなければ社会復帰後の生活もうまくいかない。刑務所での健康管理は重要」と訴えてきた。受刑者が自ら体調管理できるよう、昨秋から官民協働の刑務所講座を開催。希望した受刑者が腰痛予防のストレッチ法や

時間かかる手続き

受刑者6人が過る相部屋「共同室」=岐阜市則松の岐阜刑務所で



刑務所は「3密」感染すぐに拡大

口腔ケアなどを計四回、学ぶ内容で、これまで五十七人が受講した。だが、こうした活動も、新型コロナの感染拡大で縮小せざるを得なくなつた。五月の大

阪拘置所では五日と七日に、刑務官計三人の感染が確認された。拘置所では、すでに新型コロナの感染者が出ている。東京拘置所では十一日に勾留中の六十年代の男性被告が感染していたことが判明。大阪拘置所では五日と七日に、刑務官計三人の感染が確認された。

感染防止のため法務省は二十一日、緊急事態宣言で重点対策が必要とされた東京都や愛知県など十三の「特定警戒都道府県」にある刑務所や拘置所で、五月六日まで弁護人以外の面会を原則として認めないと発表した。

施設長は早く柔軟に判断を

受刑者が病気になつて、民間の医療機関の診受けさせるかどうかは、所や拘置所に常駐する医看護師らの判断を受けて、施設長が最終的に決める。相合は「新型コロナに感染した場合は治療が遅れることで化するのを防ぐため、施設が早く柔軟に判断する」必要になる」と話している。



施設は全国に百八十二方あり、三月末時点で受刑者が約四万八千人が収容している。受刑者の待遇を研究している立正大の相郎助教（刑事政策）は、「性が高いため、一人でもルスに感染した人が迅速に広がる懸念もある」